

市民活動センター

たちかわ通信



編集・発行

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ
〒190-0013 立川市富士見町 2-36-47 Tel : 042-529-8323 Fax : 042-529-8714
【E-mail】 aiaivc@whi.m-net.ne.jp 【URL】 http://act.annex-tachikawa.com/

開所日・時間

月～金曜日 8:30～19:00

土曜日 8:30～17:15 日曜日・祝祭日はお休みです。

市民活動センターたちかわは、ボランティアやNPO・地域活動などあらゆる市民活動をサポートするセンターです。

2007.03 Vol.39

防災・防犯の視点でまち歩きをしてみると・・・

顔見知りを増やす機会をつくりたい

「自分たちのまちの課題はなに?」

「解決のために取り組めることはある?」

これまで、西砂町・一番町地区では、住民が集まって地域懇談会を開き、話し合ってきました。

「世代を超えたつながりが少ないね」自治会やPTAに所属していないと地域には入りづらくなっているんじゃないかな」新しい住宅が増えているけど、引っ越してきた人は顔見知りがないよね」「大きな心配は災害や犯罪が起きたら・・・」。

まちを守るのは誰だ!?

どんな世代でも、新しい住民でも参加しやすいことを何か試みてみよう、と、「防災・防犯まち歩き」を2月18日(日)に開催しました。

各地で防災の視点でのまち歩きの経験が深い、東京災害ボランティアネットワークの福田さんと一番町で地域のおまわりさんとして信頼されている横田さん、地元消防団の方々を交え、「何が危険か」だけではなく「何が活かされるか」を意識しながら歩きました。

また、車イス利用者や視覚障害のある人も参加され、一緒に歩いたことで、ちょっとした段差が大きな障害物になったり、ちょっとした人の配慮でどうにかなくなってしまふことが結構あるんだと気付いたりしました。

参加者からは「今日はほんの一部だったのでもっと歩いてみたい」「いろんな人と顔見知りになり嬉しい」という声が上がりました。

まちを知ってこそ、まちに愛着を持ってこそ、まちを守ることができるという言葉を実感する機会となりました。



手渡された写真の場所を探しながら歩きました。なぜこの場所が重要なのかな?の相談中。

<<<今月号のもくじ>>>

西砂・一番防災まち歩き開催報告	P.1
自治基本条例学習会開催報告	P.2
市民活動・自治会活動のための 保険説明会	
ボランティア保険更新のご案内	P.3
市民活動センター助成事業のご案内	
情報コーナー	P.4-7
市民活動センター団体登録について	P.7
市民活動センターからのお知らせ	P.8



災害時はこんなことが起きるかも、という福田さんの話をヒントに自分たちのまちを見立て直してみます。

自治基本条例学習会を開催！！

自治基本条例とは、自治体運営の基本理念、仕組みを定めるいわば自治体の憲法です。

2000年の地方自治法の大改正をうけて、自治体は国と対等の関係になり、自治体のことは、自治体自らが決定し、自ら責任を負うようになりました。

この条例の立川におけるありかたを研究する市民グループ「たちかわ自治基本条例市民研究会」が中心となり、学習会を開催しました。講師は、三鷹市企画部企画経営室主査の一條義治さん。三鷹市は、市民参加により自治基本条例を2005年に制定し、2006年から施行しています。

三鷹市がなぜ自治基本条例を作ろうと考えたのか、その具体的な内容などをわかりやすく説明していただきました。参加者からの「自治基本条例は必要か？」との質問に、自治基本条例は作るプロセスが重要。つまり“なぜ条例という形に記すことが必要なのか？”など市民の思いを議論することが大切”と一條さん。後日、学習会参加者からも、「条例を作るプロセスこそを楽しみたい」という感想があがりました。



市民活動・自治会活動のための保険説明会

ボランティア活動や自治会活動で「事故があった時が心配・・・」という声が挙がったことはありませんか？年度替わりのこの季節。市民による活動の事故のリスクを考える機会です。

日時：3月15日(木) 19:00～21:00

場所：市民会館(アミュールたちかわ) 5階第1会議室(立川市錦町3-3-20)

内容：講演「市民活動・自治会活動における事故のリスクと保険」

講師：特定非営利活動法人 生活設計支援センター

三村 明さん(ファイナンシャルプランナー)

ボランティア保険・行事保険の説明会

三井住友海上火災保険株式会社 石井幹喜さん

自治会保険の説明会

特定非営利活動法人 生活設計支援センター

三村 明さん(ファイナンシャルプランナー)

申込み：立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ

☎042-529-8323 / Fax：042-529-8714 / E-mail：aiaivc@whi.m-net.ne.jp

共催：立川市産業文化部市民活動課

情報をお寄せ下さい！！

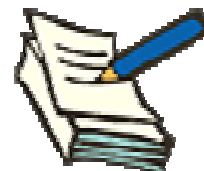
市民活動センターたちかわでは毎月『市民活動センター たちかわ通信』などを発行しています(立川市社会福祉協議会の広報紙『あいあい通信』の発行月は折込みの情報コーナーのみ)。

情報は随時募集しています。講座やイベントのお知らせ、ボランティア募集や寄附のお願いなどの情報がございましたら市民活動センターたちかわへお寄せ下さい！！

問合せ・情報送付先：市民活動センターたちかわ

☎042-529-8323 / Fax：042-529-8714

E-mail：aiaivc@whi.m-net.ne.jp



情報をお寄せください！ みなさまからのご意見・掲載情報をお待ちしています。詳しくは電話またはメールにてご連絡ください

ボランティア保険更新のお知らせ！！

平成19年度ボランティア保険の加入受付がはじまりました

平成19年度ボランティア保険のパンフレットと加入申込用紙の配布、加入受付は、市民活動センター及び伊勢丹立川店6階ハートフルステーション内の窓口にて行っています。

【ボランティア保険事故例】

次のような場合、保険金が支払われます。

《傷害事故》

- ・ボランティア活動先に向かう途中、ボランティアが交通事故に遭いケガをした。
- ・老人ホームで活動中、ボランティアが階段から転倒し骨折した。
- ・入浴サービス中、ボランティアが熱湯でヤケドをした。
- ・ボランティア活動中に食べたお弁当が原因で食中毒になった。

《賠償責任事故》

- ・子どものハイキング引率中、指導上の不注意で子どもにケガをおわせた。

- ・ボランティアの責任で、食中毒を起こしてしまった。
- ・老人ホームで活動中、誤って器物を破損した。
- ・ボランティア対象者の人格権を侵害してしまった。

【補償期間】

この保険の補償期間は、3月中に加入した場合、4月1日から翌年の3月31日まで。補償期間の途中で加入した場合、加入手続き完了日の翌日から3月31日までとなります。

【加入に際してのお願い】

みなさんの活動内容がこの保険の対象となるかを、窓口もしくはお電話でお問合せ下さい。また、団体に加入手続きをされる場合、保険の内容をメンバーでご確認下さい。

3月15日に「保険説明会」を開きます(P.2参照)。ボランティア保険・行事保険についての説明もありますので、是非ご参加下さい。

平成19年度市民活動センター助成事業と 事前説明会のご案内

平成19年度前期の助成事業を以下のように予定しております。

申請書の受付期間

平成19年4月2日(月)～4月11日(水)

(受付時間は本センターの開所時間に拠りますが、最終日は6時までとさせていただきます。)

申請方法の詳細

事前説明会に参加されるか、3月26日(月)以降に当センターへお問合せ下さい。ホームページでも御覧頂けます。

助成対象団体原則として市内に拠点を置くNPO法人、ボランティアグループ、市民活動団体で5人以上の団体。当センター登録団体であること。

助成金額

平成20年3月末までに実施する市民交流事業の経費等(上限10万円)、立ち上げ資金(上限5万円)。事業のサービス対象が主に立川市民であることなどの条件があります。

また、平成19年度市民活動センター助成事業の事前説明会は以下のように開催します。「こういう内容は助成の対象になるのだろうか?」「申請書の書き方が分からない」などのご質問にもお答えします。申請をきっかけに、団体の組織運営のレベルアップにつながることもあります。

お気軽にご参加下さい。

日 時：3月23日(金) (2回とも同一内容です)

第1回目 14:00～

第2回目 18:00～

場 所：立川市総合福祉センター2階
ボランティアルームにて

申込み 参加希望の方は前日までにご連絡下さい。



昨年12月に行なわれた「平成17年度助成団体報告会」の様子

情報コーナー

～ イベント・講習・講座・ボランティア情報など～

ここに掲載されている情報の詳細に関しては、直接主催団体にお問い合わせください。

このコーナーは、市民活動やボランティア活動に関するイベント等の情報を毎月掲載しています。またこのコーナーへ掲載する情報も随時募集しています。掲載ご希望の方は毎月20日までにご連絡ください。

ボランティア・市民活動団体イベントカレンダー

開催日	イベント名	場 所	問合せ先
3月 3日 (土)	第11回 市民おもしろ大学	立川市総合福祉センター	042-529-8323
10日 (土)	至誠キートスデイサービス講演会 「印象派の巨匠 モネ」	至誠キートスホーム	P.5 参照
11日 (日)	プラモデルづくり教室	たまがわ・みらいパーク	〃
17日 (土)	市民活動げんき講座 「市民の経済講座暮らしはどうなる？」	パルテノン多摩学習室	〃
	市民公開講座「賢く生きよう」	女性総合センター・アイム	〃
24日 (土)	子ども向けワークショップ 「いっしょに描こう！子どもの未来」	JICA地球ひろば1階 市民のひろば	P.6 参照

NPO・ボランティアグループのイベントや講座情報が一目でわかるカレンダーを作りました。
詳しくはコチラ http://calendar.yahoo.co.jp/sk_npovgnews

イベント・講習・講座

2級ホームヘルパー養成講座

受講生募集中!

2級ホームヘルパー（訪問介護員）養成研修2級課程とは、在宅で日常生活の援助を必要とされる方にサービスを提供するための研修です。どなたでも受講可能です。

日 時： 月火水木金コース
4月11日(水)開講～ 6月17日(日)修了式
締切り： 4月 4日(水) 17:00まで
火・木・土コース
5月15日(火)開講～ 8月 5日(日)修了式
締切り： 5月 8日(火) 17:00まで
月・水・金コース
7月 4日(水)開講～ 9月23日(日)修了式
締切り： 6月27日(水) 17:00まで
火・木・土コース
8月21日(火)開講～ 11月11日(日)修了式
締切り： 8月14日(火) 17:00まで

月・水・金コース
10月10日(水)開講～ 1月 6日(日)修了式
締切り： 10月 3日(水) 17:00まで
火・木・土コース
1月15日(火)開講～ 4月 6日(日)修了式
締切り： 1月 8日(火) 17:00まで
月火水木金コース
3月10日(月)開講～ 5月11日(日)修了式
締切り： 3月 3日(月) 17:00まで
場 所： やわらぎ・にんじん協議会研修センター
(立川市錦町2-3-1 後藤ハイツ1階)
実習は立川市、日野市、国分寺市等
参加費： 56,800円
(受講料50,000円、テキスト代6,800円)
申込み： 最寄りの事業所まで「講習の案内」を受け取りにお越しになり、申込み用紙に必要事項をご記入の上ご提出ください。申込み多数の場合は、抽選となります。
問合せ： NPO法人 ケア・センターやわらぎ
(042-523-3552 / Fax : 042-523-7077
(担当： 寺脇さん、小松さん)

情報をお寄せください！ みなさまからのご意見・掲載情報をお待ちしています。詳しくは電話またはメールにてご連絡ください

市民活動げんき講座 市民の経済講座暮らしはどうなる？ - 経済政策と私たちの生活を考える -

「イザナギ景気」を超える長期の景気拡大が続いていると伝えられる一方、リストラで職を失ったり、雇用の不安定化など社会的な格差が指摘されるようになってきました。また、定率減税の廃止など収入減少に加えて医療費自己負担率アップなど暮らしていく上での支出増大があり、暮らしの先行きに対する不安感はむしろ大きくなってきていると言われます。

なぜ、景気と暮らしの実感が食い違うのでしょうか。今回は、私たちの暮らしと経済や経済政策のかかわりをわかりやすく話していただきます。どなたもふるってご参加下さい。

日 時：3月17日(土) 13:30-16:00
場 所：パルテノン多摩学習室(多摩市落合2-35)
講 師：山家悠紀夫 (暮らしと経済研究室主宰、
元神戸大学大学院教授ほか)
定 員：36名
参加費：800円(アンティ多摩会員：700円)
申込み：電話、Faxで下記へ。
市民活動サポートセンター・アンティ多摩
☎ & Fax：042-540-1663
〒190-0022 立川市錦町3-1-28-301

市民公開講座「賢く生きよう！」 ～成年後見・相続・遺言について～

落語家・桂ひな太郎師匠が暮らしに身近な法律をユーモアたっぷりのわかりやすい落語でご紹介致します。また、私たち東京司法書士会三多摩支会のメンバーがご高齢者及びその家族にとって関心のある相続や生前の財産管理について寸劇を取り入れた形式で判りやすく説明を致します。



桂ひな太郎さん

当日は、司法書士による無料法律相談会も併設します。お気軽にご参加下さい。

日 時：3月17日(土) 13:00開場 13:30開演
場 所：女性総合センター・アイム
(立川市曙町2-36-2)
参加費：無料
問合せ：司法書士細田事務所
☎042-463-7792

至誠キートスデイサービス講演会 ～世界の美術館から東京・六本木にモネ集結～ 「印象派の巨匠 モネ」

4月7日から7月2日まで新しく六本木にオープンする国立新美術館において、印象派の巨匠「モネ展」が開催されます。今回、モネの作品を多彩なスライドにより鑑賞しながら、その芸術と人間像をじっくり学ぶ講演会を開催いたします。

日 時：3月10日(土) 13:30～15:30
場 所：至誠キートスホーム(立川市幸町4-14-1)
講 師：斎藤陽一氏 (美術史研究者、美術史学会会員、元NHKプロデューサー)
対 象：興味のある方はどなたでも
参加費：無料
申込み：電話またはFaxでお願いします。
☎042-538-2323 / Fax：042-538-2324



モネの代表作
『印象・日の出』
1872 - 73 マル
モットン美術館
(パリ)

たまがわ・みらいパーク 「プラモデルづくり教室」開催!!

プラモデルの歴史の説明や実際にスペースシャトルオービター(軌道船)を組み立てます。



日 時：3月11日(日) 9:00～12:00
場 所：たまがわ・みらいパーク(旧多摩川小学校)視聴覚室 (立川市富士見町6-46-1)
対 象：小学1年生～6年生の男女生徒
低学年(1～2年生)は、保護者の方が参加出来ましたらお願いします。
参加費：プラモデル代 945円(税込み)
当日受付にてお支払い下さい。接着剤と工具(ニッパー)は、こちらで用意します。
申込み：NPO法人
より良い住宅環境作りを支援する会
☎ & Fax：042-526-4112 (小林さん)
主 催：旧立川市立多摩川小学校運営協議会

子ども向けワークショップ

いっしょに描こう!子どもの未来

世界では一体どれくらい学校に行けない子どもたちがいると思いますか?なんと7,700万人以上の子どもが学校に通うことができません。そして、その半数が紛争地で生活をしています。すべての子どもには教育を受ける権利があるのに、どうしてこのような状況があるのでしょうか?

紛争下にあるアフガニスタンの子どもたちの写真や声などを織り交ぜながら、分かりやすく説明し、ゲームやグループワークを通じて、世界の子どもたちの現状や国際協力について考える子ども参加型のプログラムです。

「ぼくたちと同じアフガニスタンの子どもは、今どんな暮らしをしているの?」「日本にいる私たちにも何かできることはあるのかな?」そんな疑問の答えを、一緒に見つけてみませんか?また

ワークショップの後には、JICA地球ひろばのカフェ・フロンティアでアフガニスタン料理も一緒に楽しみましょう!春休みにお子さんの国際理解や国際協力、ボランティア活動への興味を高める第一歩として、ぜひご参加ください。

日 時: 3月24日(土) 10:30~13:00

会 場: JICA地球ひろば1階 市民のひろば
(渋谷区広尾4-2-24)

対 象: 小学3年生~6年生(保護者同伴可)

定 員: 30名(先着順・要申込)

参加費: 100円(アフガニスタン料理代は別途自己負担、800円程度)

申込み: 参加希望の方は、電話かEメールにてセーブ・ザ・チルドレン(担当:津田さん)までお申込みください。

問合せ: セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン事業部
☎03-3516-8932 / Fax: 03-3516-8923

E-mail: speakingout@savechildren.or.jp

ひと・モノ・募集

長机、スチール書架などを 探しています!!

下記の不用品を探しています。お心当たりのある方はご連絡ください。

長机(縦45cm×横180cm×高さ70cm程度)、スチール書架(幅80cm×奥行26cm×高さ170cm程度)、折り畳み椅子、丸椅子

また、書き損じハガキや未使用のハガキがありましたらお送りください。新しい切手やハガキと交換して、アンティ多摩の活動を外に伝えていく為に使わせていただきます。

なお、恐縮ですが送料はご負担ください。

問合せ・送付先:

市民活動サポートセンター・アンティ多摩
〒190-0022 立川市錦町3-1-28-301

☎ & Fax: 042-540-1663

E-mail: auntytama@nifty.com

助成情報

ヤマト福祉財団助成金募集のご案内

助成対象事業:

- 1)障がい者施設の改善、整備、備品等の購入に対する助成
- 2)各種会議、講演、研修事業に対する助成
- 3)各種出版、啓発活動等に対する助成
- 4)各種調査、研究事業に対する助成
- 5)文化事業、スポーツ活動等に対する助成

受付期間: 平成19年3月1日(木)~3月31日(土)

助成のポイント: 一件当り上限額 100万円

申込み: 「(財)ヤマト福祉財団障がい者福祉助成金申請書」に必要事項をご記入の上、当財団本部事務局までお送りください(Faxによる申込みはご遠慮ください)。

申請書のダウンロードや詳細につきまして

は下記URLをご覧ください。

助成金の支給期間: 平成19年7月16日~平成20年3月15日までの期間、ただし、助成対象となった事業の完了後の支給を原則とします。

選考結果について: 当財団の選考委員会で選考し、その結果を平成19年6月下旬ごろ、文書でお知らせいたします。

留意事項: 障がい者の自立と社会参加に直結する事業、また緊急性の高い事業を優先します。次年度に継続する事業は原則として助成の対象としません。

問合せ: (財)ヤマト福祉財団(福祉助成金事務局)
〒104-0061 中央区銀座2-12-15

☎03-3248-0691 / Fax: 03-3542-5165

E-mail: y.zaidan@yamato-fukushizaidan.or.jp

URL: <http://www.yamato-fukushi.jp/>

情報をお寄せください! みなさまからのご意見・掲載情報をお待ちしています。詳しくは電話またはメールにてご連絡ください

みずほ教育福祉財団助成事業のご案内

～老後を豊かにするボランティア活動資金～

この助成金は、地域に根ざした高齢者のためのボランティア活動を奨励するために助成するものです。

助成対象団体：地域社会で高齢者のための活動をすすめている幅広いボランティアグループ（住民参加型在宅福祉サービス団体等を含む）で、次の要件を満たすもの。

- 1) ボランティア数10人～50人程度
- 2) 結成以来の活動実績2年以上

助成対象事業：

- 1) 地域の活動で内容が先駆的かつ他の範となるもの
- 2) 今日のニーズに対応した内容で継続性の高いもの
- 3) 活動の方法に工夫がみられ、他に普及したもの

助成対象となる活動内容例及び使途項目等：

在宅および施設等いずれの場所でのボランティア活動であるかは問いません。ボラン

ティア活動に直接使用する用具・機器類の購入に限定します（材料費は除く）。

一般的な運営経費（事務経費）の補填、研修事業に関する経費等は対象となりません。

助成対象外の団体：

- 1) 本助成を過去3年以内に受けたことのあるグループ
- 2) 老人クラブ
- 3) 社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体

助成金額及び団体数：助成金額は、1団体につき10万円を限度とし、申請内容を検討したうえ、決定。助成団体の数は、150団体程度。

応募方法および申込期限：

所定の申請書に記入し、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の推薦を得て、平成19年5月末日必着。（所定の申請書は県社会福祉協議会においてあります。）

問合せ：（財）みずほ教育福祉財団 福祉事業部
（担当：藤井さん）

〒100-0011 千代田区内幸町1-1-5

みずほ銀行本店内

☎03-3596-4532 / Fax：03-3596-4531

市民活動センターたちかわ団体登録について

当センターでは、一定の要件を満たしている市民活動・ボランティアグループの登録制度を設けています。登録されると、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページへのグループ紹介や講座・ボランティア募集情報の掲載、広報紙への情報掲載など、市民への情報受発信のお手伝い

「市民活動センター通信」及び「あいあい通信」の定期的な送付

ボランティアルームの優先的な予約(3ヶ月前から受付可能)

・ボランティアルームふじみ（立川市富士見町2-36-47 総合福祉センター2階）

・ボランティアルームしばさき(立川市柴崎町1-17-7 シルバー人材センター1階)

低料金での印刷機の使用

立川市学習等供用施設の無料活用(学供施設の利用については会員が8名以上の団体)

新規登録をご希望の団体につきましては市民活動センターまでご一報下さい。18年度にご登録いただきました団体につきましては、別途、登録申請書をお送りいたします。代表など情報に変更がある場合は、変更箇所のみ記載してお送りいただくか、市民活動センターまでご一報下さい。

団体登録の一定要件とは・・・

- ・5人以上の会員等で構成されている公益性のある開かれた活動を行う非営利団体で次のいずれかに該当する団体(立川市社会教育関係団体の登録要綱に変更があり、学供施設を利用する場合、団体の構成員が8名以上、団体構成員総数の1/4が市内在住者となりますのでご注意ください)。
- ・市内に活動拠点が設置されている団体
- ・立川市民を主たる対象に活動をする団体
- ・立川のまちづくりの推進に寄与する団体

詳しくは、市民活動センターまでお問合せ下さい。

情報をお寄せください！ みなさまからのご意見・掲載情報をお待ちしています。詳しくは電話またはメールにてご連絡ください

ご協力ありがとうございます！

『市民活動センター たちかわ通信』を常設しているところ(下記の場所で受け取ることができます)

立川市社会福祉協議会・市内各公民館・図書館・福祉会館・学習等供用施設
フレンド書房・グルメシティ立川若葉店・モスバーガー立川高松町店・
トヨタ西東京カローラ立川富士見町店・レストランサラ・東京ボランティア・市民活動センター

一部地域に新聞折込をいただいています

YC読売新聞立川北部サービスセンターの皆様のご好意により、
読売新聞をご購読の方は折り込みにて配布されます。(栄町・高松町・曙町の一部)



市民活動センターたちかわの おすすめ活用法

ホームページ「市民活動WEBたちかわ」

登録団体はホームページのシステムを無料でご利用いただけます。講座のお知らせなど自由な更新が可能となっております。ぜひご利用を。



市民活動センターに登録しませんか？

登録していただくと市民活動センターの広報媒体を使い広く市民のみなさまに活動を広報できるほか、団体として貸室の予約が早く申し込める、印刷機が安く使用することが出来るなどのメリットもあります。平成18年度より2年度ごとの更新です。

登録のご希望は市民活動センターまでご連絡ください。

Tel 042-529-8323 Fax 042-529-8714

Email aiaivc@whi.m-net.ne.jp

会議にイベントに…是非ご利用ください！



貸し出しスペースについて

- ・ボランティアルームふじみ(立川市総合福祉センター内)
- ・ボランティアルームしばざき(立川市シルバー人材センター内)
- ・事務所前のスペース(活動センター前)

情報検索用に無線LANと館内貸出用パソコンがお使いいただけます。

お申し込み方法

- ・事前にお電話か来所にてお申し込みください。先着順とさせていただきます。(登録グループは優先予約あり)

交通アクセス:

JR立川北口駅より徒歩15分、JR西立川駅より徒歩8分。北口バス停 乗り場、富士見町2丁目下車徒歩4分。

立川市女性総合センターアイム前発くるりんバス、南くるりん左回り乗車。『総合福祉センター前』下車徒歩0分。

平日は無料シャトルバスが立川駅北口バスロータリー交番前より9:50、10:30、11:10、11:50、13:10、13:50、14:30に出ています。

